

平成21年度北海道とアルバータ州とのボランティア交流事業実施要綱

第1 目的

平成17年7月4日に締結した「アルバータ州政府（ワイルドローズ財団）と北海道とのボランティア交流に関する協定書」に基づき、カナダ・アルバータ州を訪問し、民間レベルの交流を通じてボランティア活動の実践を学び、北海道におけるボランティア精神の高揚と、ボランティア実践者やボランティアリーダーとしての国際的視野の育成を図る。

第2 主催者

財団法人 北海道地域活動振興協会（以下「協会」という。）

第3 期間

- (1) 平成22年3月7日（日）から平成22年3月14日（日）まで（8日間(6泊)）。
- (2) 交流事業の日程は、アルバータ州と協議のうえ別途策定する。

第4 訪問国

カナダ・アルバータ州エドモントン

第5 交流団

交流団は、団長1名、公募団員4名及び事務局担当職員などで構成する。

第6 交流の内容

- (1) アルバータ州ボランティア担当セクションの視察と交流
- (2) ボランティア関係施設の視察と交流

第7 公募団員の資格と選考

- (1) 満20歳以上60歳までの北海道在住者を原則とする。
- (2) 協会は、ボランティア交流事業への参加希望者をホームページ上等で公募する。
- (3) 交流団員として交流事業に参加を希望する方は、別紙1「北海道とアルバータ州とのボランティア交流事業参加申込書」及び別紙2「健康状態申出書」を協会へ提出する。
- (4) 協会は、選考委員会を設置し、公募に応募された人の中から適任者を選考し、協会理事長が決定する。

第8 旅行経費の助成等

- (1) 協会は、参加者の旅行費用のうち、航空券（エコノミー）、宿泊料、食事代及びそれに伴うサービス料、空港施設使用料、出国税、空港税、航空保険特別料金等（平成19年度は約30万円）に対し、80パーセント程度を助成する（個人負担5万円）。
- (2) 次の費用は、参加者負担とする。
 - ア 参加者個人に属する荷物の送料及びそれに付随する経費
 - イ 通常の食事以外の飲食代金及びそれに伴うサービス料金
 - ウ 参加者個人に属する電話料、クリーニング料金、諸雑費
 - エ 新千歳空港集合までの経費及び同空港解散後の経費
 - オ パスポートの取得に要する経費
 - カ 各種保険等に要する経費

第9 団員の責務

- (1) 団員は、この事業の目的達成のために行う団長の指示に従うこと。
- (2) 団員は、帰国後、協会が指示する内容のレポートを指定する日までに提出すること。
- (3) 団員は、帰国後の地域等におけるボランティア活動状況等について協会から照会があった場合は、協会が定めた報告書を提出すること。